

石川県走ろう会連絡協議会々則

第1章 総 則

第1条 この会は、石川県走ろう会連絡協議会という。

第2条 この会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、石川県健民運動推進本部と密接に連絡を保ち、石川県内走ろう会組織の相互連携を密にして、加入会員の健康、体力の維持向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、健康、体力の維持増進のため、持久走、研修会、講習会の開催
- 2、会相互の親睦を図る活動の開催
- 3、健康増進のための相談事項
- 4、体育施設の改善要望
- 5、その他目的を達成のために必要な事項

第3章 組 織

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
庶 務	2 名
会 計	1 名
会計監査	1 名

第6条 役員の任期は、選任された日より2年とする。ただし、再任は妨げない。
補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3、幹事は、本会の会務を処理する。
- 4、会計監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第4章 会員、会計

第8条 この会の会員は、次のとおりとする。

この会の目的に賛同し、年会費1,000円を納めた走ろう会組織。

第9条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

ただし、年度初めには、総会を開催し、年間行事および会計報告を行う。

第5章 健康と安全

第10条 この会に入会し、各行事に参加する場合、次のことを遵守するよう努力する。

- 1、各種行事には、各自の体調を考慮し、参加するものとする。
傷害が発生しても本人の責任で処理するものとする。
- 2、持久走に参加する場合は、普段より節制に心がける。
当日不調であると感じたとき、勇気をもって中止する。

付 則 この会則は、平成 3 年 5 月 17日から施行する。

以 上